

65歳以上の介護保険料（平成21年度から23年度まで）

所得段階	対象者	保険料月額 (基準額×保険料率)	保険料年額
第1段階	①生活保護を受けている方 ②住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.5 = 2,500円	30,000円
第2段階	住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5 = 2,500円	30,000円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75 = 3,750円	45,000円
特例第4段階	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.875 = 4,375円	52,500円
第4段階	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で、特例第4段階以外の方	<b>基準額 = 5,000円</b>	60,000円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.125 = 5,625円	67,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25 = 6,250円	75,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円未満の方	基準額 × 1.5 = 7,500円	90,000円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円未満の方	基準額 × 1.625 = 8,125円	97,500円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 1.75 = 8,750円	105,000円

※特例第4段階は平成21年度から23年度までの特例措置となります。  
 ※平成18年度から実施された激変緩和措置は平成20年度で終了しました。激変緩和措置終了後も保険料負担が急激に上昇しないように平成21年度以降は所得段階を追加しています。  
 ※年間保険料額は、4月から翌年3月までの1年間に納めていただく金額です。  
 ※納入期別は、特別徴収は通常6期（6回に分けて）、普通徴収は通常10期となるため、1期当たりの納入金額と1カ月当たりの保険料額は一致しません。

# 65歳以上の方へ 新しい介護保険料のお知らせ

平成21年4月1日から65歳以上の方に納めていただく介護保険料の一部が改正されました。介護保険料は、「保険料基準額」という市町村ごとに必要な介護サービスの費用に応じて決定された金額に、「保険料率」という被保険者の所得に応じて定められた割合を乗じて算出されます。平成21年度から23年度までの保険料基準額は、これまでと同じ5,000円（月額）で据置きとなりましたが、保険料率については、被保険者の負担能力に応じた保険料となるように段階を追加しました。

介護保険料 = 保険料基準額 × 保険料率

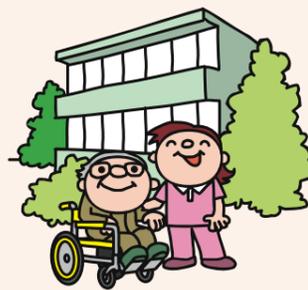
**保険料基準額**  
 平成20年度まで 月額5,000円  
 (据置き)  
 平成21年度から **月額5,000円**

**保険料率**  
 平成20年度まで 所得に応じて6段階  
 (改正)  
 平成21年度から **所得に応じて9段階**

保険料見直しの背景

介護保険制度は、40歳以上が加入者（被保険者）となったときに、介護が必要になったときには、サービスを利用できる仕組みとなっています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、それぞれの市町村が運営しています。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しを行なっています。利用者の増加やサービス事業所の新規指定（サービス提供体制の整備）、介護報酬の改定などにより、平成21年度から23年度までの介護保険サービスにかかる費用は増加することが予想されます。しかし、国の軽減措置や基金の取り崩しなどにより、保険料基準額は据置きになりました。



介護報酬改定について

今回、介護職に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬が3%増となりました。その改定が急激な保険料の上昇に反映されないように、国の軽減措置が講じられます。この軽減措置は、平成21年度から23年度までの介護保険料の上昇分のうち、介護報酬改定に伴う増加分については、国の交付金によって3年間軽減されるものです。

新しい介護保険料段階

平成21年度から23年度までの65歳以上の方の介護保険料は、前年の所得状況などに応じて、9段階に分かれています（次ページの表を参照）。

なお、介護保険料は、その算定の基礎となる住民税が6月に確定しますので、6月中旬にそれぞれの被保険者へ通知する予定です。

問い合わせ  
 介護保険課 管理係  
 ☎076-1234  
 (内線3581~3583)

介護保険負担限度額認定の申請について



介護保険施設入所等の利用者は、居住費や食費が原則自己負担となっていますが、所得の低い方に対しての負担軽減制度があります。制度の対象者は、住民税非課税世帯の方です。

この制度を利用するためには介護保険負担限度額の認定の申請が必要です。申請後に認定された方については、「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

申請方法については、介護保険課へお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定証が利用できるサービスは、左記の施設への入所と短期入所（ショートステイ）となっています。

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

施設入所者は、施設職員が申請を代行しますので、入所中の施設職員にご相談ください。

平成20年度の負担限度額認定証をお持ちの方は、その有効期限が平成21年6月30日までとなっています。引き続き負担軽減制度を利用するためには、新たに申請を行い、認定証を再取得する必要があります。

**8月以降に申請した場合、原則通常の負担額で利用することになりますので、早めに申請してください。**

問い合わせ  
 介護保険課 給付係  
 ☎076-1234  
 (内線3509、4)